

# のれんの償却

## —会社法の観点から—

弥 永 真 生

### I 問題の所在

国際財務報告基準第3号「企業結合」および国際会計基準第36号「資産の減損」は、企業結合で取得したのれん（取得したのれん）について、減損テストを行わなければならないと定め、のれんの償却を認めていない<sup>1)</sup>。

これに対して、日本の会計基準<sup>2)</sup>はのれんの償却を要求し、かつ、会社法は、のれんの償却は、少なくとも、単体の計算書類との関連では唯一の<sup>3)</sup>「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」と理解していると考えられる。

### II わが国の商法・会社法の規定の変遷

昭和37年商法改正前においては、他人から有償取得した場合にかぎり暖簾を認識できるとするのが通説であったが（奥野・佐々木 1939, 204頁以下参

- 1) 同様に、国際会計基準第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」は、関連会社または共同支配企業に係るのれんは持分法で会計処理される持分投資の帳簿価額に含めることを要求しており、のれんの償却を認めていない。
- 2) 「企業会計基準第21号 企業結合に関する会計基準」32項。また、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」および「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号 のれんの会計処理」。
- 3) 中小企業についても、のれんの償却が要求されることは当然の前提とされている。たとえば、「中小企業の会計に関する指針」34(1)、個別注記表の例示2.(2)②、「中小企業の会計に関する基本要領」8(1)(4) 参照。

照。また、矢沢 1981, 267頁)、有償創設暖簾や無償取得暖簾も認識できるとする見解も有力であり(松本 1923, 334頁、竹田 1932, 163頁)<sup>4)</sup>、逆に無償取得暖簾も認識すべきではないという見解も存在していた(片山 1923, 887頁以下)。

そこで、「株式会社の計算規定の内容に関する商法改正要綱試案」(昭和35年8月27日)の六は、暖簾の資産計上可能性について学説が分かっていたところ、それを明確にするために、有償で承継取得した場合に限り取得価額を付すことができるとし、資産の部に計上した場合には、暖簾の取得後5年以内に、毎決算期において、均等額以上を償却するものとするとしていた。これは、暖簾は、財産的価値を有するが、これを創設したときまたは無償で承継取得したときは、通常、合理的な価額を付すことは困難であり、恣意的に高く評価する危険性があるので、有償承継取得の場合に限って資産計上を認めたとされていた(法務省民事局 1960, 11頁、上田 1962, 26頁)。同様に、暖簾は法律上の権利ではないこと、暖簾の換価可能性や処分価値は明らかではないこと、とりわけ、有償創設または無償取得の場合には暖簾を合理的に測定することが困難であり、過大評価のおそれがあることが指摘されていた(田中・久保 1975, 88頁)。また、不確実な資産であり、耐用年数も明らかではないうえ、暖簾の維持のためには宣伝費等が投じられるから、債権者保護のために償却について定めたと指摘されていた(法務省民事局 1960, 11頁、上田 1962, 27頁、上田 1964, 83頁)。

これをうけて、昭和37年商法改正により、「暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」とする285条ノ7が創設された。

その後、平成15年2月28日法務省令第7号による改正後商法施行規則(平

4) ただし、竹田1932, 165頁では、原始取得の場合は計上しないとされており、竹田省の真意は必ずしも明らかではない。また、松本丞治は、計上することも違法ではないとしているにとどまり、計上が強制されると解しているものではなかった。

成14年3月29日法務省令第22号)33条は、平成14年改正前商法285条ノ7を實質的に踏襲して、「のれんは、有償で譲り受け又は吸収分割若しくは合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後5年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。」と定めるに至った。

これに対して、平成17年の会社法制定にあたっては、会計基準の整備が進み、国際的にも信頼性の高い基準に従った計算書類の作成が求められていること等を踏まえ、会計処理の問題については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする(会社法431条)という方向で規定が整備された(相澤・岩崎 2005, 26頁)。そして、のれんについては、会社計算規則に償却期間についての規定を特に設けず、資産としてののれんについては会社計算規則5条2項(償却すべき資産については、事業年度の末日…において、相当の償却をしなければならない)を適用して、適切に処理すべきこととされた(相澤・郡谷・和久 2006, 18頁)。他方、のれんについては、「それ単独では換価可能性がなく、繰延資産と同様、費用または損失の繰延べという側面があることも否定できない」一方で、のれんの中には、「将来の収益によって回収可能なものも含まれている可能性も否定できない」として、資産としてののれんについても、基本的にはその額に2分の1を乗じて得た額を、その他資本剰余金の額を上限として、分配可能額から控除することとしたと説明されている(相澤・郡谷 2006, 37-38頁)。

### III 諸外国における状況

#### (1) 連合王国

1985年会社法付則4の21条は、経済的耐用期間を超えない期間内に組織的にのれんの帳簿価額を減額することを求めていたし(現在でも2008年大規模及び中規模会社及び集団(計算書類及び報告書)規則[The Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008, SI 2008 No. 410]は同様に定めている。Schedule 1, para. 22 (2)(3))、

財務報告基準書10号「のれんと無形資産」においては、買入れのれん（のれんに関する以下の規定は無形資産にも適用）の経済的耐用期間は20年以下であると推定されると定められ（パラグラフ19）、有限の経済的耐用期間を有するのれんはその期間内に定期的に償却しなければならないとされていたが（パラグラフ15）、のれんが無限の経済的耐用期間を有すると考えられるときは償却してはならないとされていた（パラグラフ17）。ただし、20年を超える経済的耐用期間を有し、または無限の経済的耐用期間を有するとされたのれんについては毎報告期間末に減損が生じていないかどうかをレビューしなければならないとされていた（パラグラフ37）。

これに対して、財務報告基準書102「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準（The Financial Reporting Standard Applicable in the UK and Republic of Ireland）」では、「のれんは有限の耐用期間を有すると解すべきであり、その耐用期間にわたって組織的に償却されなければならない。事業体がのれんの耐用期間を信頼性をもって見積もることができないときは、その耐用期間は5年を超えてはならない」と規定されている（FRS 102.19.23）。

## (2) ドイツ

2009年改正前にも、のれんを計上した場合には、原則として4年以内に均等額以上の償却をすることが要求されていたが、利用されると見込まれる営業年度に対し計画的に配分することも許容されていた（商法典255条）。2009年会計法現代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz（BilMoG））により、のれんを貸借対照表に計上した上で、見積もった耐用年数にわたって計画的に<sup>5)</sup>、場合によって計画外で償却しなければならないものとされた（改正後

5) なお、たとえば、オーストリア企業法典203条5項は、見積もられた耐用年数にわたって償却することのみを求めている。ベルギーにおいては、見積もられた耐用期間にわたって償却することが求められ、その期間が5年を超えるときには注記において説明すべきものとされている（会社法施行令61条1項1文4文。また、「会計基準委員会意見書2012年第13号 無形固定資産の会計処理（Avis CNC 2012/13 – Le traitement

商法典246条1項4文)。そして、見積った耐用年数が5年を超える場合には、それを附属説明書において理由を付して示さなければならないものとされた(改正後商法典285条13号)。

参事官草案<sup>6)</sup>では、貸借対照表計上規定である商法典246条1項2文として、ある資産対象物が、法的所有者ではなく、他の者に経済的に帰属するときには、当該他の者の貸借対照表において報告されなければならないとする旨の規定が設けられることから、買入のれんは資産として計上されるべきであるとまず指摘されていた。また、計上を強制することによって法定の計算書類の比較可能性が高まり、しかも、改正前よりも財政状態および経営成績の表示が実態をよりよく表すことになることとされていた。さらに、計上の強制は、EC会社法第4号指令9条と整合的であり、また、所得税法7条1項3文が、税務上、買入のれんを計上することを求めていることとも一致していると述べられていた。

そして、買入のれんは、商法典253条に従って計画的に償却され、また、場合によっては計画外で償却しなければならないが、計画的償却は、資産計上した時点における個々の見積耐用年数に基づくことになるとし、耐用年数の見積りにあたっては、たとえば、被取得会社の種類と見積存続期間、被取得会社が属する産業セクターの安定性と存続見通し、被取得会社の製品のライフサイクル、被取得会社の販売および調達市場における変革のインパクトならびに経済状況、被取得会社の経済的便益予想を実現するために必要なメンテナンス経費の範囲、被取得会社の重要な販売または購入契約の条件、被取得会社の重要な使用人の予想される活動、被取得会社の潜在的な競争者の

---

comptable des immobilisations incorporelles)」の39項および40項も参照)。同様に、イタリア市民法典2426条6号は、原則として5年を超えない期間内に償却しなければならないが、その経済的耐用期間を超えない限りにおいて、かつ、計算書類の注記において、十分に正当化できるのであれば、より長い期間にわたって定期的に償却することが許されると定める。

6) BMJ, Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz-BilMoG) vom 8.11.2007. 以下で紹介するのれんに関する規定の理由は S. 93-95 に示されている。

予想される行動、被取得会社を支配する予想期間などを考慮に入れることになると指摘していた。そして、耐用年数にわたる償却は、EC 会社法第 4 号指令の 34 条 1 項 a をふまえて、同 37 条 2 項 2 文に従って行われ、当該規定によると、のれんの償却は、通常、5 年で行われるとされていると述べていた。そのうえで、個々ののれんの耐用年数を超えない範囲で、5 年よりも長い期間でのれんの償却は認められるが、見積った耐用年数が 5 年を超える場合には、それを附属説明書において理由を付して示さなければならないとしていた<sup>7)</sup>。

そのうえで、参事官草案は、国際財務報告基準によると、償却をせず、減損のみを認識することになるが、取得のれんが自家創設のれんに置き換わっていくという問題があり、取得のれんと自家創設のれんとを明確に区別することができない以上、自家創設のれんの計上の禁止に反するおそれがあると指摘していた。

### (3) フランス

単体の計算書類との関連では、のれんの償却を求める直接的な規定は存在しなかったものの、プラン・コンターブル・ジェネラルが附属明細書にのれんの減価に関する会計処理方法の記載を求めていることから、経済的耐用期間内ののれんの償却が要求されていると考えられていた (cf. Villeguérin 1983, p. 423)。

しかし、全国会計審議会は、(単体の) 計算書類の関連では、のれんを償却しないことが標準的な会計処理方法であり、ブランドなどと同様、減損が生じた場合にそれを認識するという考え方を示した<sup>8)</sup>。国务院も、税法との関連においてではあるが、のれんの非償却は経済状況に照らして正当化されるという見解を示した (Conseil d'Etat 1999)。この背景には、フランスの会

7) これらの点は、政府草案 (BT-Drucksache 16/10067) でも理由として示されている (S. 42-43)。

8) cf. Avis n° 2002-07 du 27 juin 2002 du Conseil National de la Comptabilité relatif à l'amortissement et à la dépréciation des actifs.

社は限られた自己資金と多くの無形資産を有しており、無形資産を償却により減少させることはそれらの会社の貸借対照表に悪影響を与える（資本負債比率を悪化させる）という発想があると指摘されている<sup>9)</sup>。

なお、全国会計監査役会（Compagnie nationale des commissaires aux comptes, CNCC）は、のれんが個別化された要素を表章しておらず、市場占有率に同化されている顧客ポートフォリオ全体に基づいて評価されたものであること、および、その潜在用役力が時の経過、使用、技術の変化その他によって減少しないものであることが示されたときには、のれんは償却すべきではないとしている<sup>10)</sup>。

#### (4) アメリカ

40年を超えない見積耐用期間（耐用期間を決定できないときは40年）内に、のれんを含む無形資産を償却することが求められていた（APB 意見書17号パラグラフ30。ただし、財務会計基準書公開草案第201-A号（1999年）パラグラフ42は20年を超えない経済的耐用年数以内に償却することを要求することを提案していた）。しかし、2001年に、財務会計基準審議会は、財務会計基準書第142号「のれんその他の無形資産」を公表し、のれんの償却を禁止し、定期的な減損テストを要求することとした。この論拠としては、多くのアナリストはのれんの償却費を分析にあたって無視しており、また、多くの企業は事業業績を測定する際にのれんの償却費を無視していたこと、のれんの償却が完了した後の期間における報告利益の増加は、のれんに関する費用の過去の「二重計上」の中止から生じているため、忠実な表現であるとは考えられない可能性があること、適正な減損テストが適用され、適切な開示がなされれば、のれんの非償却は、財務報告の透明性を高め、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると考えられることなどが挙げられていた。

9) For details, see Rossignol 2000. See also Turot 1996.

10) Fond commercial, Provision pour dépréciation – Conditions de comptabilisation – Amortissement – Conditions, *CNCC bulletin*, n° 117 (mars 2000), p. 96-99.

ところが、2014年1月に、財務会計基準審議会は、会計基準更新書（ASU）No. 2014-02「無形資産—のれんその他（トピック350）、のれんの会計処理」を公表し、そこでは、非公開企業に、フレッシュ・スタート報告を生じさせる各企業結合または再編事象（のれんの償却可能単位）に係るのれんを10年（またはこれ以外の耐用年数がより適切であると企業が立証する場合にはそれ以下）にわたり定額法で償却する会計上の選択肢を認めた。そして、この場合につき、企業（または報告単位）の帳簿価値が帳簿価額を下回っている可能性があることを示す兆候が発生している場合にはのれんの減損テストを行うことを要求しているが、企業は、企業レベルまたは報告単位レベルのいずれかでのれんの減損テストを行うことを選択することができ、兆候がある場合にも、企業には定量的な減損テストが必要かどうかを判定するため、まず定性的要因を評価することが認められる。これらに加え、財務会計基準審議会は、a) 非公開企業に認める代替的アプローチ、b) 最長年数を超えない耐用年数にわたるのれんの償却、c) のれんの直接償却、および、d) 単純化した減損テストという、代替的アプローチを検討するために、公開企業および非営利企業ののれんの会計処理をレビューするプロジェクトを開始した<sup>11)</sup>。

#### (5) 国際会計基準

国際会計基準第22号は、のれんをその耐用期間にわたって償却することを要求し（パラグラフ44）、反証がないかぎりその期間は20年以下とし、20年

11) 2015年4月7日時点での暫定決定は、①顧客関係や競争避止契約に焦点をあてて、一定の無形資産をのれんを含めるべきかを評価するため、企業結合における識別可能無形資産の会計を独立の検討課題とすること、②のれんを償却するとすれば最も適当な耐用年数をどのように把握するかおよび減損テストを簡略化することに焦点をあてて、のれんの償却について追加的な調査を、スタッフに対して指示すること、③一定の無形資産をのれんを含めることのインプリケーションを、追加的調査との関係で検討し、また、国際財務報告基準第3号についてのポスト・インプリメンテーション・レビューに対応した国際会計基準審議会ののれんと無形資産についての活動を検討するように、スタッフに対して、指示すること、であった。

を超えるときはその根拠を開示し、毎期末に減損がないかを検討することを求めていた（パラグラフ56）。償却方法はのれんから生ずる将来の経済的便益の消費のパターンを反映しなければならないが、その状況においてより適切な他の方法があるという説得的証拠がない限り、定額法によるべきとされていた（パラグラフ45）。

しかし、2004年に、国際会計基準審議会は、アメリカ基準とのコンバージェンスを達成することを主たる目的として（もっとも、のれんの償却を認めない根拠として、のれんの耐用期間および消費のパターンを信頼性をもって決定することは不可能であり、ある特定の期間に係る償却費の見積りは単なる恣意的な見積りとなることを挙げた）<sup>12)</sup>、国際財務報告基準第3号「企業結合」を公表し、アメリカの財務会計基準書第142号と同様、のれんの償却を認めず、定期的に減損テストを行うことを要求すること（減損のみアプローチ）とした。

## (6) 欧州連合

EC 会社法第4号指令<sup>13)</sup>の37条2項は、創業費に関する34条1項a号<sup>14)</sup>ののれん<sup>14)</sup>に準用されると定め、5年内の償却が原則として要求されるが<sup>15)</sup>、37

- 12) 国際財務報告基準第3号の公表に至る意見募集等に対する意見としては、「定額法で償却し、のれんが減損している可能性を示す兆候があるときに減損テストを行う」というアプローチ（償却+減損アプローチ）を愛好するものが多かったにもかかわらず、このアプローチを退けたという事実は、アメリカ基準とのコンバージェンスの達成という目的なしには説明しにくいように思われる。減損のみアプローチであっても、恣意性を排除することができないという点（そして、減損の認識は遅くなりすぎる傾向があり得るという点）においては、償却+減損アプローチと減損のみアプローチはいずれも情報提供の点からはかなり重大な欠陥を有しているのであって、五十歩百歩（孟子・梁惠王上）といわざるをえないからである。
- 13) Fourth Council Directive of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC), OJ L 222, 14.8.1978, p. 11.
- 14) わが国では、企業会計上の営業権と（平成14年改正前）商法上の暖簾とはほぼ同義に解されてきたようであるが、一定の営業をなすことを国・地方公共団体などから認められている場合（たとえば、銀行業などのいわゆる規制産業）の「営業権」は暖簾と異なり、単なる事実関係ではなく、法律上の権利という面を有する。そのような「営業権」が企業会計上の営業権や会社法上ののれんに含まれると解されているのか否かは必ずしも明らかではない（ただし、法人税基本通達7-1-5）。

条2項但書は、加盟国が、会社に対して5年を超える一定期間内にのれんを計画的に償却することを許すことができるとしていた。ただし、その期間は当該資産の耐用期間を超えない旨および附属明細書においてその期間を記載するとともにその理由をも開示すべき旨を要件としなければならないとされていた。

欧州連合は、連結計算書類を欧州連合によるエンドースを経た国際的な会

---

たとえば、「営業権といった場合は、プロ野球のフランチャイズ的なもので、…ある特定の場所で営業を営む権利」をいうとし、事実関係である暖簾とは異なるという江村稔の指摘（矢沢ほか1962, 18頁 [江村発言]）およびその座談会における「場所的権利も有償で譲り受ける限り、入れるということを別に妨げない」という矢沢の指摘（矢沢ほか1962, 18頁 [矢沢発言]）が存在するが、江村は「営業権」と暖簾とを異なったものにとらえ、矢沢は両者を必ずしも異なったものとはとらえていないようであり、現行法の立法の際にどのように考えられていたのかは公表された資料等からは明らかではない。ただ、その座談会において、味村治は「のれんという以上は、権利ではない」（矢沢ほか1962, 18頁 [味村発言]）と指摘しており、これによれば、「営業権」をのれんとは異なったものにとらえるのが適当であることになろう。のれんを事実関係とみる以上（上田 1962, 680頁）、法律上の権利または法律によって特定の保護されている「営業権」は、借地権などの会計処理のバランスから、のれんとは異なる無形固定資産として、平成14年改正前商法34条2号の適用を受けるべきであると考えるのが穏当であった（特定の営業の免許権について、味村 1975, 104頁）。

なお、EC会社法第4号指令の9条C、Iの2および3、10条C、Iの2および3はのれん (goodwill; Geschäfts- oder Firmenwert; fonds de commerce) と「営業権」 (concessions; Konzessionen; concessions) とを区別していたため、この規定を国内法化した国々では、その区別がある。「営業権」については、のれんに含められないもので有償取得のものおよび自家創設のものうちその国の法制によって資産の部に計上することが認められているものを貸借対照表に計上でき、かつ、「営業権」は償却期間についても原則5年以内という規制に服しないと解されていた（第4号指令34条2項の反対解釈）。

- 15) 原案理由書 (Statement of Grounds, in: Proposal for a fourth Directive on the annual accounts of limited liability companies, COM (71) 1232 final, 10 November 1971. Bulletin of the European Communities 12/71, Supplement 7/71, p. 56) では、貸借対照表に計上したのれんは5年以内に償却しなければならない旨の規定につき、「現在、このような規制がすべての加盟国において存在しているわけではない。すなわち、ある加盟国においては当該項目が償却されないのに対し、他の加盟国においては、のれんは即時に償却すべきものとされている。しかし、内国法制間の調整という観点からは、この項目の会計処理に関して、ある程度の統一性を確保するような規制を採択することが必要である。他方、創業費や研究開発費に関する規定と異なり、のれんについては、それが完全に償却されるまで利益の分配を禁止することは必ずしも必要ではないと考えられた。創業費や研究開発費の場合には、その価額に経費が含まれているからである。」とされていた。

計基準に従って作成することを上場会社に求める（IAS 規則<sup>16)</sup>）とともに、計算書類に関する EC 会社法第 4 号指令および連結計算書類に関する同第 7 号指令に代わるものとして、2013年に会計指令<sup>17)</sup>を制定したが、この会計指令においては、のれんの償却を求めている。すなわち、12条11項第 1 文は、「無形資産はその経済的耐用期間にわたって償却しなければならない」と定め、同第 2 文は、「のれんおよび研究開発費の耐用期間を信頼性をもって見積もることができない例外的な場合には、そのような資産は加盟国が定める最長期間内に償却しなければならない。最長期間は 5 年以上10年以下でなければならない。のれんの償却期間の説明を計算書類の注記においてしなければならない。」と定めている。

このようにのれんの償却を要求する規定を国内法に設ける義務を欧州連合加盟国が負うこととされた理由は——公式に説明された資料は発見できなかったものの——会社の計算に関する国内法は中小企業の計算書類および連結計算書類ならびに（過半数の加盟国においては）上場会社その他大規模な企業の（単体の）計算書類に適用されることに鑑みると、中小企業を念頭に置いた場合にはのれんの償却を要求する（減損テストを毎事業年度適用することを要求しない）ことが適切であると考えられたことと、分配規制との関連ではのれんの償却を要求することが適切であると考えられたこととにあるのではないかと推測される。実際、欧州財務報告諮問グループは、中小企業向け国際財務報告基準と EC 会社法第 4 号指令および同第 7 号指令との重要な差異として、のれんにつき、その耐用期間が見積もることができない場合に、中小企業向け国際財務報告基準は10年の償却期間とされるのに対し、EC 指令では 5 年とされていることを挙げていた<sup>18)</sup>。そして、中小企業向け国際財

16) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, OJ L 243, 11.9.2002, p. 1.

17) Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC, OJ L 182, 29.6.2013, p. 19.

務報告基準は、のれんは耐用期間にわたって償却すべきであるとし、耐用期間を信頼性をもって見積もることができない場合には耐用期間を10年と推定するものとしているが（パラグラフ19.22および19.23）、会計指令の下では、欧州連合加盟国はこれと整合的に償却期間の上限を定めることができる。

#### (7) スペイン

国際会計基準との調和化を図った結果<sup>18)</sup>、2015年改正前の商法典（Código de comercio）39条4項は、償却を禁止し、減損テストのみを定めていた。これを前提として、資本会社法（Real Decreto Legislativo 1/2010, de 2 de julio, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley de Sociedades de Capital）273条4項は、のれんが資産として計上されている場合には、その額と同額に達するまで、のれんの額の5%以上を利益から分配不能準備金（のれん準備金）として積み立てなければならず、利益がないときまたは十分な利益がないときには分配可能準備金から積み立てなければならないものとしていた。

しかし、商法典草案（Anteproyecto de Ley del Código Mercantil, C.M. 30/05/2014）では、経済的耐用年数を合理的に見積もることができる場合を除き、10年を償却期間とすること（改正後商法典 152-16条（案））、および、資本会社法273条4項に相当する規定を商法典245-2条4項として設けることが提案されていた。これは、上述のようなEU会計指令の定めに対応するという観点からの提案であった。

その後、2015年会計監査人法（Ley 22/2015, de 20 de julio, de Auditoría de Cuentas, B.O.E. (Oficial Boletín Oficial del Estado), núm. 173, de 21 de julio de 2015, pág. 60273）による改正に向けた審議が議会では行われ、改正後は、

18) Letter to European Commission of 28 May 2010 on compatibility of the IFRS for SMEs and the EU Accounting Directives <<http://www.efrag.org/files/EFRAG%20public%20letters/IFRS%20for%20SMEs%20compatibility%20analysis/The%20Letter.pdf>>.

19) cf. Preámbulo de la Ley 16/2007, de 4 de julio, de reforma y adaptación de la legislación mercantil en materia contable para su armonización internacional con base en la normativa de la Unión Europea. For details, see e.g. Saiz Marquínez 2015.

無形資産は有限の耐用期間を有する資産であり、その耐用期間にわたって償却すべきこととされ、耐用期間を合理的に見積もることができない場合には、他の法令に別段の定めがあるときを除き、10年以内に償却しなければならないが、のれんについては、反証がない限り、その耐用期間は10年と推定されると規定された（最終規定第1（Disposición final primera）、4による改正後商法典39条4項）。そして、のれんを含む無形資産については、その償却期間と方法を年度計算書類の注記で説明しなければならないとされた。このような推定規定の形となったのは議会における修正の結果であり<sup>20)</sup>、のれんの償却が再び要求されるようになった以上、のれん準備金を分配不能準備金として積み立てることを要求する必要はないとして、資本会社法273条4項を削除するという修正提案<sup>21)</sup>も反映された（最終規定第4、12）。

#### (8) オランダ

市民法典第2巻389条7文は、株主資本からののれんを直接控除する方法、のれんを資産の部に計上して、耐用期間にわたって規則的に償却を行う方法<sup>22)</sup>、および、のれんを即時償却する方法の3つを認めている。これに対して、たとえば、*Hoogendoorn* は、株主資本からののれんを直接控除する方法よりも規則的に償却する方法が経済的な実態を示すとして、企業価値に変化がなければのれんを償却する必要はないと指摘していた。同時に、*Hoogendoorn* は、買い入れのれんが期間の経過に伴い自家創設のれんに置き

---

20) のれんについては、その耐用期間を信頼性をもって見積もることができるのは例外的な場合であり、法的安定性の観点から、耐用期間を10年と推定することが適切であるとされた。そして、この提案によって、中小企業にとっては、毎年、減損テストを行うためのコストが生じなくなること、10年という期間は会計指令にも中小企業向け国際財務報告基準にも定められていること、および、会社が耐用期間が10年よりも長いことを立証すれば、その耐用期間にわたって償却できるという目標を実現できることが指摘されている。Boletín Oficial de las Cortes Generales, Serie A: Proyectos de Ley, de 6 de mayo de 2015, Núm. 129-2, pág. 117.

21) *Ibid.*, pág. 113.

22) ただし、耐用期間にわたって規則的に償却を行う方法による場合には減損を認識する必要があるときがあると解されてきた。

換わっていくことがのれんの償却が必要と考えられる根拠の1つであることを認めつつ、償却すべき期間を正確に測定することに困難が伴うことを強調していた (Hoogendoorn 1999; Hoogendoorn 2002)。

しかし、年度報告評議会は、2000年11月に、「ガイドライン (Richtlijn) 500 合併と買収」を公表し、株主資本からのれんを直接控除する方法、および、のれんを即時償却する方法は認められないとした (RJ 500 220)。これは、これらの方法は現在の社会における認識にはもはや適合しないという理由に基づくものである。したがって、ガイドラインにおいては、耐用期間にわたって規則的に償却を行う方法のみが認められている。

#### IV 会社法の下でのれんの償却が必要であると解されるのはなぜか

たしかに、昭和37年改正前においては、暖簾は企業価値の構成部分であり、企業価値の減耗がないかぎり、計上額を減額する必要はなく、償却は不要であるとする見解もあったが (西山 1961, 50頁)<sup>23)</sup>、平成14年改正前商法285条ノ7は、5年内に毎決算期に均等額以上の償却をなすことを要求していた。これは、暖簾の基礎となっている事実関係は永續する保証があるとはいえ、不確実な資産であり (法務省民事局『株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案理由』の六)、その耐用年数が不明確であること、時の経過により譲り受けた暖簾は消滅し、新たに暖簾が形成されていると見る余地があること、暖簾の測定は困難であるから、保守主義的に早期の償却が求められることなどを根拠としていた (田中・久保 1975, 94頁、蓮井 1987, 198頁)。とりわけ、債務超過会社等を吸収合併する場合に暖簾を計上してつじつまを合わせる場合のように事実上価値のない暖簾を計上するおそれがあるから、償却期間を5年としたという指摘もあった (西原ほか 1962, 13頁 [上田発言])。そして、IIでみたように、平成15年改正後商法施行規則

23) 松本丞治は、暖簾の償却が必要か否かは具体的な場合によって異なるが、償却が認められることは疑いがないとしていた (松本 1923, 335頁)。

33条は、平成14年改正前商法285条ノ7を踏襲し、また、会社法ものれんの償却は要求されないあるいは禁止されうるという前提で、明示的な規定を設けなかったわけではない。

このような経緯からは、会社法上は、のれんの規則的償却が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」にあたると解することが、——万一、「企業結合に関する会計基準」が改正され、のれんの償却を要求しない、あるいは、償却を禁止するようなことが、将来、あったとしても<sup>24)</sup>——適切であり得るように思われる。

より実質的に考えても、従来の議論を踏まえると、会社法上は、のれんの規則的償却が要求されると解することが適切である理由が少なくとも4つ存在すると考えられる。

第1に、恣意的なのれんの計上の余地を排除する必要がある。すなわち、会社計算規則8条1項は、吸収合併または吸収分割が吸収合併存続会社または吸収分割承継会社による支配取得に該当する場合その他の吸収型再編対象財産に時価を付すべき場合（8条1項は新設合併および新設分割にも準用されている。8条2項）があることを前提としているところ、「企業結合に関する会計基準」は、企業結合が取得にあたるのが原則であるという立場に拠っており（17項）、「被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定する。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。」としている（23項）。したがって、時価の算定が適正になされる必要があるが<sup>25)</sup>、わが国において

24) そのような「企業結合に関する会計基準」の改正がなされれば、その限りにおいて、「企業結合に関する会計基準」は会社法の観点からは「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（会社計算規則3条）には該当しないと解釈されるべきであるということになるかもしれない。

25) 平成18年会社計算規則の立案担当者は、のれんの過大計上によって生ずる問題については、「決算過程における適切な減損処理によって対応すべきこととしている」と述べている（相澤・郡谷 2006, 38-39頁）。

は、残念ながら、会計監査人設置会社は全株式会社のうち0.5%未満であると推測され（弥永 2015, 47頁）、会計参与設置会社も0.1%未満である。したがって、恣意的に時価が算定され、その結果、のれんが恣意的に計上される可能性を実効的に排除する仕組みが不十分であると評価せざるを得ない。そうであれば、パーチェス法により会計処理がなされる場合には、せめて、のれんを規則的に償却させることによって、いくぶんかでも、弊害を小さくする必要がありそうである。

第2に、のれんの減損が適時に認識されるという保障も同様の理由により十分でないのみならず、かりに、会社が適正に会計処理をしようとしても、また、会計監査人の監査の対象となっていたとしても、のれん部分の減損を適正に認識・測定することは容易ではないと推測される。実際、たとえば、2013年1月に、欧州証券市場監督機構が公表した「IFRSに基づく財務諸表におけるのれんその他の無形資産の減損に関する欧州の執行者によるレビュー」<sup>26)</sup>においては、金融危機の際に、市場参加者がのれんの減損テストの信頼性に関する懸念を表明していたことが摘示されている。また、国際会計基準審議会の *Hoogervorst*（議長）は、2012年6月に開催された国際会計教育研究学会（IAAER）大会で、金融危機の期間中にのれんの減損が遅すぎるが多かったという認識を示している<sup>27)</sup>。

同時に、会社法の規律は中小企業にも適用されることを考慮するならば、ある会計処理を要求することによって生ずる手間とコスト（負担）を看過することはできないのであるが、償却に代えて、毎年、減損テストを行うことを要求することはまじめな中小企業にとって過大な負担となり、結局は、適切に減損の要否を判定しないという行動を誘発するおそれすら存在する。この点で、償却を要求し、減損は補充的なものと位置付けることが、コストの観点からも、償却をしているかどうかは外形的に判断しやすく、他方、減損

26) European enforcers review of impairment of goodwill and other intangible assets in the IFRS financial statements <<http://www.esma.europa.eu/system/files/2013-02.pdf>>.

27) The imprecise world of accounting <<http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Pages/HH-speech-Amsterdam-June-2012.aspx>>.

の認識・測定が適切に行われているかどうかは一目瞭然とは言いがたいことに照らすと——かりに情報提供の観点からは次善の策にすぎないという立場をとったとしても——実効的な会計規制を行うという観点からも、穏当であるということになりそうである。なお、2014年4月に、KPMGが「のれんの減損をだれが気にするのか」<sup>28)</sup>という報告書を公表したが、そこでは、国際会計基準第36号における現行の減損モデルの課題が識別されており、定額法による償却アプローチの再導入を含め代替的アプローチを示していた。そして、インタビューを受けた人々が挙げた理由に、単純さと慎重性ならびに予測の主観性への依存を削減することが含まれていたことが報告されている<sup>29)</sup>。

第3に、分配可能額算定との関連で、のれんが、貸借対照表上、過大に計上されないようにすることが必要である。もちろん、いわゆる支払不能テストを適用または併用すれば<sup>30)</sup>、貸借対照表における過大計上は必ずしも深刻な問題ではないという見方もあろうが、日本における分配可能額の算定は貸借対照表上の純資産額を実質的には基礎として行われているから、のれんの貸借対照表価額が適正であることが重要である。たしかに、情報開示の観点からの財務諸表項目の測定と分配可能額の計算とを分けて考えることができるとはいえ<sup>31)</sup>、たとえば、会社計算規則158条のような規定により調整することには限界がある。また、のれんは、会社の財政状態や経営成績の悪化が生じているときに減損していると認識されることが一般的であるから、のれんについて減損のみアプローチを採用することは、純資産額ひいては分配可能額の減少との関係では増幅効果を有しているから、分配規制を実効的に

28) Who cares about goodwill impairment?

<<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/Who-cares-about-goodwill-impairment-O-201404.pdf>>.

29) のれんの償却について、情報提供という観点から詳細に分析を加えた最近のものとして、ASBJ/EFrag/OIC 2014も参照。

30) 個別財務諸表(単体の計算書類)につき国際会計基準の適用を許容または強制している国における配当規制の状況については、たとえば、弥永 2012参照。

31) 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(平成10年6月16日) Iの3。

えない（分配可能額が減少または消滅した段階では手遅れ）ということになりかねない<sup>32)</sup>。

第4に、会社法上、計算書類等による情報提供は株主のみならず、会社債権者ひいては一般公衆をも念頭に置いている。会社法では、会社債権者の保護は資本金を中核とする分配規制ではなく、むしろ、情報提供によって会社債権者が適切な行動をとることができるようにするというところに主眼が置かれている。そうであれば、株主・投資者にとって、のれんの償却額が情報としての有用性を有しないとしても、会社債権者にとって、のれんの額が情報としての有用性を有する（会社の純資産額ないし自己資本の大きさを判断するにあたって、のれんは無視する）のであれば、のれんの額が過大に計上されることがないような会計規制を及ぼすことが必要になる。また、貸借対照表またはその要旨の公告が要求されているが、要旨の公告においては、のれんを区分表示することは要求されていないため、のれんの額が過大に計上され、その結果、無形固定資産の額が不適切に過大なものとなっても、公告にのみアクセスできる者は適切に対応できないということになりそうである。

（筆者は筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

#### 参考文献

- 相澤哲・岩崎友彦（2005）「新会社法の解説（10） 株式会社の計算等」『商事法務』1746号、26-41頁  
相澤哲・郡谷大輔（2006）「新会社法関係法務省令の解説（9） 分配可能額〔上〕」『商事

32) たとえば、ノルウェーではのれんの額全額控除することとされている（公開有限責任会社法8-1条1項、有限責任会社法8-1条1項）。また、ドイツ、フランスをはじめとして、欧州連合加盟国においては、合併検査役などの独立専門家が合併等にあたって検査ないし鑑定を行うという仕組みになっていることにも留意する必要がある（EC会社法第3号指令（公開有限責任会社の合併に関する1978年10月9日指令（78/855/EEC）10条、EC会社法第6号指令（公開有限責任会社の分割に関する1982年12月17日指令（82/891/EEC））8条、EC会社法第10号指令（資本公司の国境を越えた合併に関する指令（2005/56/EC））8条参照。なお、合併および分割における独立専門家報告書指令（2007/63/EC）も参照）。

- 法務』1767号, 34-46頁
- 相澤哲・郡谷大輔・和久友子 (2006) 「新会社法関係法務省令の解説 (6) 会計帳簿」『商事法務』1764号, 12-27頁
- 上田明信 (1962) 「商法の一部を改正する法律の解説」『法曹時報』14巻5号, 1-71頁  
—— (1964) 『改正会社法と計算規則』商事法務研究会
- 奥野健・佐々木良一 (1939) 『株式会社法積義』巖松堂
- 片山義勝 (1923) 『株式会社法論 (第6版)』中央大学
- 竹田省 (1932) 『商法総則』弘文堂
- 田中誠二・久保欣哉 (1975) 『全訂新株式会社会計法』中央経済社
- 西原寛一・大隅健一郎・山下勝治・上田明信 (1962) 「改正商法の疑問点の解明Ⅲ」『旬刊商事法務研究』262号, 10-14頁
- 西山忠範 (1961) 「無形資産と繰延資産」『企業会計』13巻11号, 45-50頁
- 蓮井良憲 (1987) 「注釈285条ノ7」『新版注釈会社法 (8)』有斐閣, 187-198頁
- 法務省民事局 (1960) 『株式会社の計算規定の内容に関する商法改正要綱試案に関する意見集』法務省民事局
- 松本蒸治 (1923) 『商法総論』中央大学
- 味村治 (1975) 『会社決算の法律と実務』税務研究会出版局
- 矢沢惇 (1981) 『企業会計法の理論』有斐閣
- 矢沢惇・江村稔・味村治・佐土井滋 (1962) 「改正商法の研究 (3)」『旬刊商事法務研究』248号, 8-19頁
- 弥永真生 (2012) 『国際会計基準に関する会社法上の論点についての調査研究報告書』  
<<http://www.moj.go.jp/content/000103261.pdf>>
- (2015) 『会計監査人論』同文館出版
- ASBJ/EFRAG/OIC (2014) のれんはなお償却しなくてよいか：のれんの会計処理及び開示  
<[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/discussion/discussion\\_20140722.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_20140722.pdf)>
- Conseil d'Etat (1999), «Arrêt de section du 1<sup>er</sup> Octobre 1999, réq n° 177809, conclusions M. Goulard», *Recueil Lebon* 1999, pp. 290-297
- Hoogendoorn, M. (1999), “Goodwill verplicht activeren: winst daalt, koers stijgt?”, *Maandblad voor Accountancy en Bedrijfseconomie*, Jrg. 73, nr. 7, pp. 368-370
- (2002), “Goodwill Afschrijven of niet afschrijven?”, *Maandblad voor Accountancy en Bedrijfseconomie*, Jrg.76, nr.1/2, pp. 18-23
- Rossignol, J.-L. (2000) «L'amortissement des éléments incorporels», *Revue française de comptabilité*, n° 321: pp. 73-79
- Saiz Marquínez, A. (2015), “Presente y futuro de la imputación a resultados del fondo de comercio (II)”, *Revista Contable*, 16 de Junio de 2015 <<http://www.lasasesorias.net/presente-y-futuro-de-la-imputacion-a-resultados-del-fondo-de-comercio.aspx>>
- Turot, J. (1996), «Les incorporels ne sont plus immortels: à propos de l'arrêt SA Franco-suisse Gestion (CAA Paris, 5 Décembre 1995)», *Droit fiscal*, n° 5, pp. 168-171
- Villeguérin de la, É. (dir.) (1983), *Dictionnaire de la comptabilité*, La Villeguérin